

③ 仕訳入力に関する内部統制(監基報 315 A148 項)

【短答:B 論文:C】

企業が取引処理に関連する情報を総勘定元帳に記録する方法は、定型の可否か、自動化されているか否かにかかわらず、通常、仕訳入力を伴うため、仕訳入力に関する内部統制は、アサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクに対応し、**全ての監査において識別されることが想定される内部統制**である。

④ 統制活動のデザインと業務への適用についての監査証拠を入手するためのリスク評価手続の例

(監基報 315 A165 項) 【短答:B 論文:C】

- ・ 企業の担当者への質問
- ・ 特定の内部統制の適用状況の観察
- ・ 文書や報告書の閲覧

なお、質問のみでは、内部統制のデザインと業務への適用についてのリスク評価手続の目的には十分ではない。

⑤ 統制活動のデザインと業務への適用についての監査証拠の評価(監基報 315 A167 項)

【短答:B 論文:C】

有効にデザインされ業務に適用されている内部統制については、内部統制の運用状況の有効性を考慮して実証手続を立案するために、その内部統制の運用評価手続を実施することが適切と結論付ける場合がある。これに対して、**内部統制が有効にデザインされていない又は業務に適用されていない場合は、運用評価手続を実施しても意義がない。**

なお、監査人が内部統制の運用評価手続を実施する場合には、アサーション・レベルの統制リスクの評価において、当該内部統制が重要な虚偽表示リスクに対応する程度を認識する必要がある。

参考

複雑でない企業の統制活動の理解(監基報 315 A144 項～A145 項)

複雑でない企業では、より多くの内部統制が経営者によって直接実施される場合もある。特に、オーナー経営の企業では、**オーナー経営者は、直接的な関与を通じて、大規模企業に比べより効果的に監督することが可能な場合があり、限られた職務の分離を補完することがある。**しかしながら、一人の経営者による支配は、経営者による内部統制の無効化の機会があるので潜在的な内部統制の不備となることもある。